

部局長各位

副市長 春藤 尚久
副市長 辰谷 義明

令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)実施計画策定及び
令和6年度予算編成の方針について(通知)

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては、時代の転換点とも言える内外の歴史的・構造的な変化と課題の克服に向け、大胆な改革を進めることを基本的な考え方として、物価高に打ち勝つ賃上げの実現やこども未来戦略方針に沿ったこども・子育て政策の抜本的強化に取り組むとともに、歳出構造を平時に戻し、中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営を進める旨の方向性が示された。

本市においても、令和2年(2020年)1月以降、新型コロナウイルス感染症対応、さらには物価急騰など、不測の事態による影響を強く受け、予算編成においても様々な臨時的、緊急的対応を重ねてきたところであるが、本年5月の同感染症の5類感染症移行に伴う経済社会活動の緩やかな回復、正常化などを踏まえ、平常の予算編成に戻していくべき状況にある。

こうした状況のもと、国の動向や足下の物価高の影響に留意しつつ、事業の選択と集中を図りながら、第4次総合計画の実現に向けた「重点取組2023」の積極的な推進のほか、少子高齢化の進展に伴う社会保障経費の増大や公共施設の老朽化対策に要する経費の増大への対応など、政策課題に必要な予算措置を講じ、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めていく必要がある。

以上のことを踏まえ、下記の方針に基づいて実施計画策定及び予算編成に取り組まれない。

記

令和6年度～令和10年度実施計画策定及び令和6年度予算編成の方針

1 重要事項

- (1) 「重点取組2023」を推進するための具体的な事業計画の立案に取り組むこと。
- (2) 新規・拡充事業は、緊急性、重要性、費用対効果等を十分精査し、既存事業のスクラップアンドビルド、再構築、再編成等も併せて検討すること。また、継続事業についても、優先順位の精査や無駄の排除を徹底すること。
- (3) 建設予算に係る事業については、「重点取組2023」のほか、公共施設総合管理計画及び各種関連計画の方針に沿って必要な取組を推進するにあたり、実施内容、手法、財源、実施年度等のあらゆる角度から精査を行うこと。
- (4) 環境配慮を含めたペーパーレス化やキャッシュレス化対応等、自治体DXをはじめとしたデジタル化に遺漏なく取り組み、併せて業務プロセスの改善を図ること。

2 財源確保の努力

- (1) 国・府などの補助制度については、情報収集に努め、将来的な負担についても十分に検討の上で、積極的に活用すること。なお、補助制度等が廃止・縮小される場合は、原則として市の事業も廃止・縮小すること。やむを得ず継続する場合は、既存事業とのスクラップアンドビルドを前提とすること。
- (2) 各種積立基金については、設置目的に応じた積極的な活用を前提としつつ、後年度に見込まれる事業費も考慮した上で必要な財源が確保できるよう、基金所管及び事業所管双方の調整により、計画的な積立てや繰入れを検討すること。
- (3) 使用料等については、施設稼働率の向上・利用者の増加を図り、増収に努めること。
- (4) クラウドファンディングの活用等、様々な手法を積極的に検討すること。
- (5) 建設予算に係る事業については、上記に加え特に以下の点にも留意し、財源確保に努めること。
 - ア 地方債については、対象事業や充当率、元利償還金に対する交付税措置の有無などの情報把握に努めるとともに、将来世代に過度な財政負担を残さないよう十分に留意の上で、活用を検討すること。
 - イ 都市計画法に基づく都市計画施設の整備（新設又は既存施設の改修・更新）に関する事業又は市街地開発事業の実施にあたっては、その財源として都市計画税を効果的に活用するため、同法の規定による事業認可の取得を積極的に検討すること。

3 視点及び手法

- (1) 部長マネジメントによる事業の最適化
部長のリーダーシップのもと、「組織の使命及び目指す姿」「財源も含めた5年程度の中期的な計画と目標の設定」「施策の優先性」「事業の選択と集中」の4点を踏まえて検討すること。
- (2) 行政経営の視点の共有
職員一人ひとりが社会情勢と市民ニーズの的確な把握に努め、将来的な負担についても慎重に検討し、限られた人的資源や財源を有効活用できるよう知恵と工夫を凝らし、課題解決に取り組むこと。
事業経費のみならず、関連する人件費の増減（職員体制）についても十分に考慮すること。
- (3) PDCAマネジメントサイクルの強化
行政評価結果を踏まえるとともに、新公会計制度財務諸表を活用し、全事業の費用対効果を分析・検証した上で、市民サービスの質的向上と最適化を目指すこと。

4 留意点

- (1) 配分予算の範囲内で予算要求を行うことを前提として、持続可能かつ効果的・効率的な事業内容とするとともに、合理的かつ客観的な算定に基づく予算積算とすること。
- (2) 歳入・歳出の見積りについては適正に算定し、過大・過小な見積りは厳に慎むとともに、継続的な経費は、特段の事情が無い限り、直近の実績額（契約額等）を基に要求すること。
- (3) 年度途中での補正予算は、法改正及び災害復旧等の緊急を要するやむを得ない場合に限ることを念頭に、当初予算への計上に漏れがないよう十分に精査すること。